借用書・金銭消費貸借契約書の印紙税額（第1号の3）

記載金額	本則
1万円未満	非課税
1万円以上10万円以下	200円
10万円超50万円以下	400円
50万円超100万円以下	1,000円
100万円超500万円以下	2,000円
500万円超1000万円以下	10,000円
1000万円超5000万円以下	20,000円
5000万円超1億円以下	60,000円
1億円超5億円以下	100,000円
5億円超10億円以下	200,000円
10億円超50億円以下	400,000円
50億円超	600,000円
金額の記載のないもの	200円

第1号の3の記載金額は貸し借りする金額で、利息の額は含めません。営業に関しないものを非課税とする定めは受取書（第17号）にだけあり、第1号の消費貸借の契約書にはありません。

国税庁 No.7101 不動産の譲渡等に関する契約書（https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/inshi/7101.htm、2026年11月16日確認）
国税庁 印紙税法基本通達 第23条（契約金額の意義）（https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kihon/inshi/inshi01/05.htm、2026年11月16日確認）
国税庁 No.7105 金銭又は有価証券の受取書、領収書（https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/inshi/7105.htm、2026年11月16日確認）
国税庁 質疑応答事例 印紙税「借入金の受取書(1)」（10/07）（https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/inshi/10/07.htm、2026年11月16日確認）
国税庁 質疑応答事例 印紙税「売上代金とは」（19/14）（https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/inshi/19/14.htm、2026年11月16日確認）
国税庁 質疑応答事例（印紙税 10/12）（https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/inshi/10/12.htm、2026年11月16日確認）
「印紙税額の一覧表」（国税庁）（https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/inshi/7140.htm）を加工して作成（令和8年4月1日現在法令等）